

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 毛利 正徳

1 日 時

平成29年9月27日（水） 午前10時14分から
午前10時29分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

毛利正徳、大友栄二、井上伸史、二ノ宮健治、三浦正臣、河野成司、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工労働部長 神崎忠彦 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第103号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也
政策調査課政策法務班 主査 中尾耕也

商工労働企業委員会次第

日時：平成29年9月27日（水）本会議休憩中

場所：第6委員会室

1 開 会

2 商工労働部関係

(1) 付託案件の審査

第103号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

3 閉 会

会議の概要及び結果

毛利委員長 ただ今から、商工労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件であります。

第103号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

神崎商工労働部長 まず、台風第18号において、1名の方が亡くなられましたことに、改めて御冥福をお祈りを申し上げるとともに、負傷された5名の方を始め、被災された皆様にも心からお見舞い申し上げます。

追加上程いたしました予算案を御審査いただくに当たり、台風第18号に係る被災状況について改めて御説明いたします。

お手元の平成29年台風第18号に係る災害状況を御覧ください。

2建物被害については、昨日9月26日時点でございますが、全壊2棟、一部破損18棟、床上浸水1,489棟など合わせて3,403棟となっております。

また、3避難者等の状況ですが、3か所の避難所で12世帯、16の方が避難されています。

4ライフライン被害についてであります。津久見市の保戸島と四浦半島の一部で断水や不通が続いています。

5社会インフラ等被害についてですが、道路被害は289か所、河川被害は323か所に上っております。

続きまして、商工業関係の現時点での被害状況について御説明申し上げます。

お手元の台風第18号による被災状況（商工関係）を御覧ください。

台風第18号による被災事業所数は、昨日現在、県全体で321事業所となっております。

その市町村別内訳は、最も被害の多い津久見市が198事業所、佐伯市が66事業所、

臼杵市が24事業所、その他大分市等で33事業所となっております。調査が進めば更に増加するものと考えております。

なお、被害額でございますが、被災事業所が流入土砂の片付けや浸水した製造機器が自然乾燥するまで試運転等の動作確認ができないことなどで被害を見積もる段階に至っていないため、調査中とさせていただいております。

また、復旧・復興対策としては、まずは先週火曜日9月19日に相談窓口を県内各地の商工会、商工会議所等に設置するとともに、金融支援として災害復旧特別融資を適用しました。

その後の21日には、被害状況の甚大さを踏まえ、九州北部豪雨と同様に市町村が発行する罹災証明等を有する方については、更なる融資利率等の引下げを行い、融資利率0.9%、保証料率0%を適用することとしました。

さらに、早期の事業再開、売上げ回復に向けた支援として、後ほど補正予算案として御説明いたします被災地域の小規模事業者の建物・設備等の事業用資産の復旧や商談会への出展など販路回復対策などの復興に要する経費を事業持続化を支援する補助金として措置したいと考えております。

引き続き被害状況の把握に努めるとともに、早期復旧・復興に向けてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

本日は、追加上程させていただいた付託案件1件について、担当課長より御説明いたしますのでよろしくごお願い申し上げます。

大友商工労働企画課長 補正予算の内容について説明いたします。

平成29年度補正予算に関する説明書（補正第5号）の31ページを御覧ください。

第7款商工費第1項中小企業費第2目中小企業振興費でございますが、中ほどの事業名

欄にありますように、被災地域小規模事業者持続化支援事業費 1 億 2 千万円であります。

これは 7 月の九州北部豪雨の被災事業者を対象として制度を創設しました本事業につきまして、災害救助法の適用地域である津久見市、佐伯市を対象に加えるとともに、更に救助法の適用になっておりませんが、それと同等の被害が発生しております臼杵市についても対象にすることとして、それに準じた支援を行いたいと考えております。

補助率につきましては、県 2 分の 1、市 6 分の 1 で、3 分の 2 としており、補助限度額につきましては津久見市、佐伯市で 2 0 0 万円、臼杵市については 1 0 0 万円としております。

補正額につきましては、被害の全容が判明していない段階ではありますが、現時点で把握している被害状況等を踏まえて必要と考える 1 億 2 千万円を計上したところであります。

今後の手続といたしましては、募集要項等を早期に作成し、1 0 月上旬に募集を開始し、2 か月ほどの申請期間を確保して、1 1 月末を申請期限として作業を進めていきたいと考えております。

毛利委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 この持続化支援事業のスキーム、組立てなんですけれども、市町村との協調補助ということでよろしいのか。

大友商工労働企画課長 今回日田市で行ったものにつきましては、本来間接補助として県が市町村に補助をして、その市町村で事業者からの申請を受けて、認定等の作業をしていただくことが望ましかったのですが、被災市町村の場合、やはり、今回の災害を含めて、なかなかそういうマンパワーというものが無いので、一応、県に全て申請をいただいて、県が事業採択する中で、市町村についても同様の申請、事業者にとっては少し手順が増えるのですが、そうすることで県が半分、市町村が 6 分の 1 を出すことの協調補助という形を取っております。

河野委員 今言われたとおり、手続的に二段階あるということで、県の場合は、振興局等が窓口になっていると思われるが、申請手続の簡素化、罹災証明の添付など、市町村との間で確認が取れることについて、手続を省略できるものを検討いただけないかということなんです。

大友商工労働企画課長 基本的には、現場は商工会議所の方が中心に動いていただいております。

今回の例でいうと商工会議所に申請が上って来て、そこから県に送っていただくという手順を取っております。個人が県に直接という形は取っておりませんので、現場の中で対応できていると思っています。

ただ、罹災証明については市町村に行かないといけないので、そこを簡素化するのは…。

河野委員 先ほど言われたとおり、市にも申請が必要で、県にも商工会議所を通じて申請するという事なので、同じ案件について二つの申請ルートがあるということですから、重なる部分の罹災証明等については、市に確認を取るという作業で、添付を省略するという配慮はできないのかというのがさっきの質問の趣旨なんです。

大友商工労働企画課長 仮に市が受けたとしても、罹災証明というのは、今回の事業の対象となるかどうかということを決定する重要な案件になりますので……。

例えば、住民票の添付を省略するという形がありますけど、電子的な処理ができないので、必然的に市に行って証明を取らないといけないという事実は変わらないと思います。

河野委員 市からもらって持って行かないといけない部分で、行ったり来たりということが多数発生しないように、是非簡素化について、市との協議を。

県が添付書類の内容について、添付書類がなくても市が発行したということが確認できれば、それでいいのではないかと思うので、是非御検討いただきたいなということです。

毛利委員長 ほかに、御質疑等もないので、これより採決いたします。

第103号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、第103号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

執行部の皆さんありがとうございました。